

中国四国厚生局 職員の一日

地域包括ケア推進課の仕事

地域包括ケア推進課では、地域包括ケアシステムの推進・普及啓発を目的としたセミナー・研修等の企画、認知症施策の推進、補助金等の執行業務等を担当しています。

日々の業務の中で、自治体の方と接する機会も多く、その地域ならではの取組（工夫）の情報を得た際には、実際に現地に赴き、直接担当の方とお話をさせていただくこともあります。また、高齢者の方々が集まって体操や茶話会をする集まりの場の見学もさせていただくことがあります、実際に参加されている方からお話を聞くこともあります。

このような出会いから、厚生局が主催するセミナー等で取組をご紹介させていただく縁が生まれることもあります。

業務で出会う様々な方のお話を聞くたびに、地域包括ケアシステムの構築のためには人と人との繋がりや助け合いが重要であると身に染みて感じています。中国地方5県の地域包括ケアシステムの構築に少しでも力になれるよう日々励んでいます。

地域包括ケアシステムの実現に向けて

日本は諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、65歳以上の人口は2042年にピークを迎ますが、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。



出典：三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年



健康福祉部
地域包括ケア推進課
高田 茉璃奈 Takata Marina
[令和元年度採用]

現在の主な業務内容

- ・地域包括ケアシステムの普及啓発
- ・地域包括ケアシステムの構築の支援に関するセミナー・研修等の企画・運営
- ・認知症施策に関する業務
- ・補助金等の執行業務

16:00 課内打ち合わせ、県へ報告

午前中の講師の方との打ち合わせを踏まえ、担当者みんなで意見を出して、セミナーの方針を決めていきます。このような打ち合わせを経て、形のなかったものが、少しづつ形になっていくのを肌で感じて、いつもわくわくしています。

課内での打ち合わせが終われば、打ち合わせ内容で決まったことを県へ報告します！

・ 8 ・ 9 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 ・ 16 ・ 17 ・ 18 ・

9:00 課内打ち合わせ

10:00からの講師の方との打ち合わせに向けて課内で簡単な打ち合わせをします。

今日はどこまで進めるのか、どこを重点的に話そうか等を情報共有してから出発します。

8:30 出勤、メールチェック

出勤したら、まずはメールをチェックします。
1日の自分の動きを確認し、課内に「朝メール」を送り、今日の予定や自分が担当する業務の進捗を共有します。

今日は午前中にセミナーの講師の方との打ち合わせがあるので、打ち合わせに向けて朝から準備をします。

12:00 昼食・休憩

講師の方との打ち合わせが終わり、庁舎に戻ってきました。

外でランチをすることもありますが、今日は午後からのオンライン会議に参加するため、持参したお弁当で済ませました。

10:00 講師の方と打ち合わせ

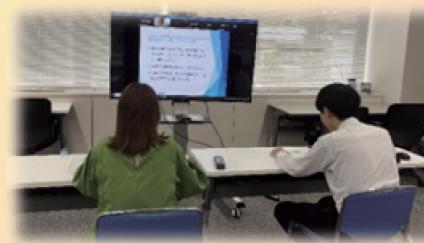
講師の方と打ち合わせです！
事前に準備しておいた資料をもとに講師の方とセミナーへ向けたプログラム等について相談したり、今後のスケジュールについて共有します。

14:00 オンライン会議へ参加

この日は自治体の会議に参加させていただき、いろいろと勉強をさせていただきました。

自分達でセミナーや会議、研修を開催することもありますが、自治体がされている会議に参加させていただくこともあります。

このような機会を大切にすることで、日々、人との繋がりの大切さを感じています。



17:15 退庁 → 友人と野球観戦

退庁後は、1日を頑張った自分へのご褒美ということで友人と野球観戦に行きました！

今日は某有名アーティストの国歌斉唱を聴くこともでき、ラッキーな日でした！

しかし、この日は残念ながら引き分けでしたが、次の試合が楽しみです。

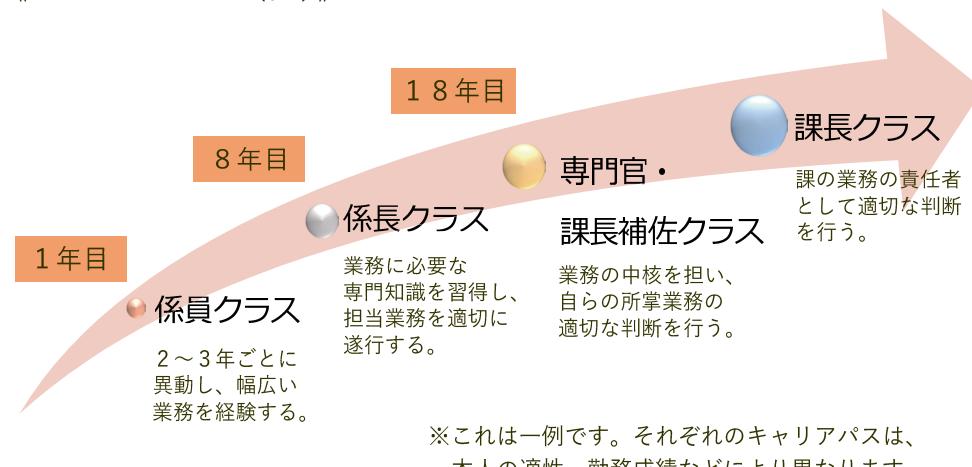


中国四国厚生局入局後のキャリアパス ワーク・ライフ・バランス

中国四国厚生局では、2～3年ごとに異動し、幅広い業務を経験します。その中で、知識を蓄積し、専門性を磨き、厚生行政のスペシャリストとして活躍することができます。

また、厚生労働省本省、日本年金機構、他の地方厚生（支）局、市区町村など、中国四国厚生局以外の部署への出向の機会もあります。

《キャリアパス（例）》



《ワーク・ライフ・バランス》

超過勤務縮減

週2回の一斉定時退庁日（水・金）の呼びかけの他、定時後のミーティングの原則禁止など超過勤務縮減に取り組んでいます。

妊娠婦及び育児を行う職員への配慮

女性の産前・産後休暇や育児休暇のみならず、子どもが生まれた全ての男性職員に対し、「男の産休」<配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）>の7日取得をはじめ、育児休暇の取得を奨励しています。

柔軟な勤務時間

フレックスタイム制の導入により、勤務時間を柔軟に変更することができます。



育児休業の取得

中国四国厚生局では、女性の育児休業取得はもちろん、男性職員の育児休業の取得を推奨しています。

実際に育児休業を取得した女性職員（令和元年度、令和5年度の2回）と男性職員（令和5年度）に取得した際の様子や周りの環境などの育児休業制度を利用した感想について聞いてみました。

令和元年度、令和5年度 育児休業取得女性職員

第一子を出産した際、産休・育休を取得了しました。不在の間は、代替職員の配置や課内の方に業務のサポートをしていただき感謝しています。復職後は育児と仕事の両立に悩むこともありましたが、時短勤務や子の看護休暇などの支援制度を活用でき、大変助かりました。

また、子育て中の先輩も多く、アドバイスをいただけることもあります。育児と仕事の両立ができるこの職場環境と周囲の方々のサポートに日々感謝しています。



令和5年度 育児休業取得男性職員

第一子誕生に伴い、育児休業を1ヶ月取得了しました。

繁忙期でしたが上司や後輩達が快く送り出していただき、とても感謝しています。

初めての育児は戸惑いの連続でしたが、妻と一緒に悩んだり、慌てたりしながら小さな成長を喜び合うことができた1ヶ月間はかけがえのない時間でした。

育休が明けた後も、これまで以上に仕事に精を出しつつも、テレワークを活用したり、定時退庁に努める等、仕事と家庭を両立できるよう心がけています。

